

駐車監視員活動ガイドライン

令和6年2月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。
(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を行います。

重点時間帯
7時～24時
※重点路線④⑤⑦⑪
(10時～24時)

重点
路線
等

◎ 最重点路線

路 線	区 間	監視員取付数
① 国道11号	松山市役所前から永木交差点の間	0件
② 国道56号	松山市役所前から南堀端交差点の間	0件
⑧ 市道二番町線	勝山町1丁目交差点から松山市役所前交差点の間	21件
⑨ 市道三番町線	三番町5丁目交差点から三番町1丁目交差点の間	10件
⑩ 市道千舟町高岡線	花園町交差点から永木交差点の間	0件

◎ 重点路線

路 線	区 間	監視員取付数
② 国道56号	南堀端交差点から北藤原交差点の間	0件
③ 国道196号	西堀端交差点から松山市消防局前交差点の間	0件
④ 県道19号松山港線	大手町交差点から六軒家交差点の間	0件
⑤ 県道20号松山北条線	勝山交差点から上一万交差点の間	0件
⑥ 県道187号六軒家石手線	松山市消防局前交差点から道後温泉前交差点の間	0件
⑦ 市道中央環状線(平和通)	上一万交差点から本町3丁目交差点の間	0件
⑨ 市道千舟町高岡線	三番町8丁目交差点から花園交差点の間	1件
⑪ 市道中之川通線	湊町5丁目交差点から築山交差点の間	0件

重点
地域
等

◎ 最重点地域

地 域	監視員取付数
一番町1丁目～4丁目、二番町1丁目～4丁目、三番町1丁目～5丁目、千舟町1丁目～5丁目、花園町、勝山町1丁目、大街道1丁目～2丁目、南堀端町	145件

◎ 重点地域

地 域	監視員取付数
城東地域 永木町1丁目～2丁目、新立町、湯渡町、築山町、錦町、此花町、旭町、御宝町、南持田町、北持田町、持田町1丁目～4丁目、岩崎町2丁目、南町1丁目～2丁目、昭和町、東一万町、喜与町1丁目～2丁目、歩行町1丁目～2丁目、勝山町2丁目、河原町、柳井町1丁目～3丁目、末広町、北立花町、室町、室町1丁目～2丁目、春日町、泉町、湊町1丁目～4丁目	6件
城西地域 辻町、味酒町1丁目～3丁目、南江戸1丁目～5丁目、宮田町、大手町1丁目～2丁目、生石町、竹原町、竹原町1丁目、竹原2丁目～4丁目、空港通1丁目～2丁目、土居田町、小栗町、和泉北1丁目～2丁目、小栗1丁目～7丁目、萱町1丁目～6丁目、松前町1丁目～5丁目、藤原1丁目～2丁目、藤原町、真砂町永代町、土橋町、雄郡1丁目～2丁目、三番町6丁目～8丁目、千舟町6丁目～8丁目、湊町5丁目～8丁目、中央1丁目～2丁目、山越町、山越1丁目～6丁目、衣山1丁目、六軒家町、宮西1丁目～3丁目、朝日ヶ丘1丁目～2丁目、愛光町、美沢1丁目～2丁目、朝美1丁目～2丁目	19件
城北地域 道後湯之町、道後町1丁目～2丁目、道後湯月町、道後鷺谷町、道後多幸町、祝谷町1丁目、祝谷2丁目～5丁目、道後喜多町、道後緑台、道後北代、道後今市、道後一万、道後樋又、文京町、平和通1丁目～6丁目、清水町1丁目～4丁目、御幸1丁目～2丁目、高砂町1丁目～4丁目、木屋町1丁目～4丁目、鉄砲町、本町1丁目～7丁目、緑町1丁目～2丁目、丸之内、堀之内、若草	17件
城南地域 紅葉町、日の出町、樽味1・4丁目、枝松1～6丁目、小坂1～5丁目、中村1～5丁目、立花1～6丁目、祇園町、拓川町、東本1～2丁目、松末2丁目、三町3丁目	3件

※取付件数 (R5.1.1～R5.12.31)